

《資料編》



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 27 号

(平成 27 年 3 月 20 日施行)

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深

め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

- 2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針
 - 二 歯・口腔の健康づくりに関する目標
 - 三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。
 - 二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。
 - 三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
 - 四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。
 - 五 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。
 - 六 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
 - 七 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。
- 一部改正[平成二七年条例二七号]

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。
--------------	---

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	会 長 副 会 長 委 員	一 市町村を代表する者 二 保健医療福祉関係者を代表する者 三 教育関係者を代表する者 四 事業者又は保険者を代表する者 五 学識経験を有する者	十五人以 内	二年
--------------	---------------------	--	-----------	----

附 則（平成二十七年三月二十日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

平成二十三年八月十日

法律第九十五号

(目的)

第一条 この法律は、口腔（くう）の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を

受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それ

らの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

用語解説

注	用語	解説												
1	歯周炎	歯ぐきに炎症を起こすだけでなく、歯を支えている骨（歯槽骨）を溶かしていく。進行すると歯ぐきから膿が出たり、歯ぐきが下がったり、歯が動くようになる。												
2	誤嚥性肺炎 <small>ごえんせいはいえん</small>	嚥下機能が十分働かず、誤って食物等が気道から肺に入り、その浸透圧の影響や細菌感染によって起こる肺炎であり、重症になると命を奪うことがある。												
3	口腔ケア <small>こうくう</small>	歯ブラシ、歯間ブラシ等を使って歯や口を清潔かつ健康に保つための器質的口腔ケアと、唾液の分泌を促したり舌・口唇・頬などの口腔機能を維持・向上するための機能的口腔ケアがある。												
4	フッ化物歯面塗布	むし歯予防のため、フッ化物を含む薬剤を歯に直接塗る方法のこと。歯科医師、又は、歯科医師の指示のもと歯科衛生士が行う。定期的に年数回実施することでより効果が得られる。												
5	CPI (2013年の改定前の 審査基準)	<p><u>C</u>ommunity <u>P</u>eriodontal <u>I</u>ndex 1982年に地域の歯周疾患の状態を示す指標としてWHO（World Health Organization、世界保健機構）がCPITN（Community Periodontal Index Treatment Needs）を提唱し、その後、1997年にCPI（Community Periodontal Index）に改変となった。専用の探針（WHO型プローブ）を用いて歯周ポケットの深さ・出血・歯石の有無等を判定する。</p> <p>< C P I の判定基準 ></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード</th> <th style="text-align: center;">所 見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td>健全</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>出血あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>歯石あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>4～5mmに達するポケット</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>6mmを超えるポケット</td> </tr> </tbody> </table>	コード	所 見	0	健全	1	出血あり	2	歯石あり	3	4～5mmに達するポケット	4	6mmを超えるポケット
コード	所 見													
0	健全													
1	出血あり													
2	歯石あり													
3	4～5mmに達するポケット													
4	6mmを超えるポケット													
6	PD (2013年の改定後の 審査基準)	<p><u>P</u>ocket <u>D</u>epth 歯周ポケットの深さ < P D の判定基準 ></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード</th> <th style="text-align: center;">所 見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td>健全</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>4～5mmに達するポケット</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>6mmを超えるポケット</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>除外歯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X</td> <td>該当する歯なし</td> </tr> </tbody> </table>	コード	所 見	0	健全	1	4～5mmに達するポケット	2	6mmを超えるポケット	9	除外歯	X	該当する歯なし
コード	所 見													
0	健全													
1	4～5mmに達するポケット													
2	6mmを超えるポケット													
9	除外歯													
X	該当する歯なし													

注	用語	解説
7	歯間部清掃用器具	歯ブラシでは取り除き難い歯と歯の間の歯垢を取り除く補助器具のこと。デンタルフロスや歯間ブラシ等がある。
8	歯石	歯垢（プラーク）が長期間歯面に付着し、唾液に含まれるカルシウムやリン酸と反応して石灰化したもの。歯ブラシ等のセルフケアでは除去できず、歯科診療所でのプロフェッショナルケアが必要になる。
9	フッ化物洗口	むし歯予防のため、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を少量口に含んで洗口（ブクブクうがい）を行う方法である。
10	予防処置	歯・口腔の健康を保持するためのフッ化物歯面塗布、シーラント、歯石除去等の処置である。 なお、ハイリスク児に対するむし歯の予防処置は、フッ化物歯面塗布やシーラント等である。
11	ハイリスク児	すでにむし歯のある幼児や、むし歯はないが口腔内の清掃状態や間食の回数、内容、断乳の状況等から、今後むし歯になる可能性が高い、又は今後むし歯が増加する危険性が高い児のこと。
12	フッ化物	フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化ナトリウムやリン酸酸性フッ化ナトリウム等である。
13	咀嚼	食べ物をかみ切り、砕き、すりつぶし、飲み込みや消化をしやすくすること。
14	歯周病	歯と歯ぐきのすき間（歯周ポケット）から侵入した細菌が歯肉に炎症を引き起こす病気で、歯肉炎*と歯周炎とがある。 *歯肉炎…炎症が歯ぐきだけにあるもので、歯周病の早期段階である。 適切な歯みがき等で改善することが多い。
15	8020	ハチマル・ニイマル 「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。
16	再発性むし歯 （二次むし歯）	修復物と残存歯質との境目に生じるむし歯。充填物周囲に生じる辺縁性のものと感染歯質の残留により生じるものがある。初発のむし歯に比べ、進行が速い。
17	フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡等の危険性が高くなった状態。閉じこもり、孤食等の社会的な問題や、低栄養・転倒の増加、口腔機能低下等の身体的な問題、意欲・判断力や認知機能低下、うつ等の精神的な問題等の多面性を持つ。
18	オーラルフレイル	口腔機能の軽微な低下や食の偏り等を含み、身体の衰え（フレイル）の一つ。健康と機能障害との中間にあり、可逆的であることが大きな特徴であり、滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増えるなど、口腔機能のささいな衰えの状態。

19	摂食嚥下障害	脳血管疾患や老化等の様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下して起こる障害のこと。むせ、誤嚥、窒息等がある。
20	シーラント	歯ブラシの毛先が入りにくく、むし歯になりやすい奥歯（臼歯）のかみ合わせの溝を物理的に封鎖し、シーラント材の中に含まれるフッ化物により再石灰化作用を促進するむし歯予防法。

第2次千葉県歯・口腔保健計画

発行年月日	平成30年3月
発行	千葉県健康福祉部健康づくり支援課
〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1番1号
	電話 043-223-2671